

## 「印紙税法基本通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1 課税物件、課税標準及び税率の取扱い</p> <p>第1号の3文書</p> <div data-bbox="143 531 960 580" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">消費貸借に関する契約書</div> <p>(消費貸借の意義)</p> <p>1 「消費貸借」とは、民法第587条《消費貸借》又は同法第587条の2《書面である消費貸借等》に規定する消費貸借をいい、<u>同法第588条《準消費貸借》</u>に規定する準消費貸借を含む。</p> <p>なお、消費貸借の目的物は、金銭に限らないことに留意する。</p> <p>第2号文書</p> <div data-bbox="143 970 960 1019" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">請負に関する契約書</div> <p>(請負の意義)</p> <p>1 「請負」とは、民法第632条《請負》に規定する請負をいい、完成すべき仕事の結果の有形、無形を問わない。</p> <p>なお、<u>同法第648条の2《成果等に対する報酬》</u>に規定する委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約する契約は「請負」には該当しないことに留意する。</p> <p>第14号文書</p>	<p>別表第1 課税物件、課税標準及び税率の取扱い</p> <p>第1号の3文書</p> <div data-bbox="1146 531 1964 580" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">消費貸借に関する契約書</div> <p>(消費貸借の意義)</p> <p>1 「消費貸借」とは、民法第587条《消費貸借》に規定する消費貸借をいい、<u>民法第588条《準消費貸借》</u>に規定する準消費貸借を含む。</p> <p>なお、消費貸借の目的物は、金銭に限らないことに留意する。</p> <p>第2号文書</p> <div data-bbox="1146 970 1964 1019" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">請負に関する契約書</div> <p>(請負の意義)</p> <p>1 「請負」とは、民法第632条《請負》に規定する請負をいい、完成すべき仕事の結果の有形、無形を問わない。</p> <p>第14号文書</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="143 248 960 292">金銭又は有価証券の寄託に関する契約書</p> <p data-bbox="143 347 331 379">(寄託の意義)</p> <p data-bbox="143 395 1122 523">1 「寄託」とは、民法第657条《寄託》に規定する寄託をいい、<u>同法第665条の2《混合寄託》に規定する混合寄託及び同法第666条《消費寄託》に規定する消費寄託を含む。</u></p> <p data-bbox="143 587 293 619">第15号文書</p> <p data-bbox="143 635 960 678">債権譲渡又は債務引受けに関する契約書</p> <p data-bbox="143 734 421 766">(債務引受けの意義)</p> <p data-bbox="143 782 1122 962">2 「債務引受け」とは、債務をその同一性を失わせないで債務引受人に移転することをいい、<u>民法第470条《併存的債務引受の要件及び効果》に規定する併存的債務引受及び同法第472条《免責的債務引受要件及び効果》に規定する免責的債務引受がこれに含まれる。</u></p> <p data-bbox="143 1121 555 1201">別表第2 重要な事項の一覧表 (省略)</p>	<p data-bbox="1146 248 1964 292">金銭又は有価証券の寄託に関する契約書</p> <p data-bbox="1146 347 1335 379">(寄託の意義)</p> <p data-bbox="1146 395 2130 475">1 「寄託」とは、民法第657条《寄託》に規定する寄託をいい、同法第666条《消費寄託》に規定する消費寄託を含む。</p> <p data-bbox="1146 587 1296 619">第15号文書</p> <p data-bbox="1146 635 1964 678">債権譲渡又は債務引受けに関する契約書</p> <p data-bbox="1146 734 1424 766">(債務引受けの意義)</p> <p data-bbox="1146 782 2130 914">2 「債務引受け」とは、債務をその同一性を失わせないで債務引受人に移転することをいい、<u>従来の債務者もなお債務者の地位にとどまる重疊的債務引受けもこれを含む。</u></p> <p data-bbox="1146 1121 1559 1201">別表第2 重要な事項の一覧表 (同左)</p>

改正後

別表第3 額面株式の株券の無効手続に係る印紙税非課税株券発行届出書

CC2-3731

額面株式の株券の無効手続に係る印紙税非課税株券発行届出書

(A4)		(千 - ) (百 - - )	
金和 年 月 日  届  出  者  税務署長 殿	本店又は主たる事務所の所在地		Ⓜ
	名称及び代表者名		
	法人番号		
商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第80号）第48条第2項に規定する株券を発行したいので、届出します。			
資本金			
発行済株式総数			
取締役会の決議年月日又は執行役の決定年月日		平成・金和 年 月 日	
無効手続をとる額面株式の総数			
株券を会社に提出すべき期間		金和 年 月 日 ~ 年 月 日	
その他参考事項			
※税務署整理欄		整理番号	番号
		通信日付印	確認印
		年 月 日	入力

- 注意 1 上記決議等の内容を証する文書（取締役会決議公告の写しなど）を添付してください。  
 2 証券代行会社等に額面株式の無効手続に関する事務を委託している場合には、その証券代行会社等の名称、所在地を「その他参考事項」欄に記載してください。  
 3 ※印欄は、記載しないでください。

改正前

別表第3 額面株式の株券の無効手続に係る印紙税非課税株券発行届出書

CC2-3731

額面株式の株券の無効手続に係る印紙税非課税株券発行届出書

(A4)		(千 - ) (百 - - )	
平成 年 月 日  届  出  者  税務署長 殿	本店又は主たる事務所の所在地		Ⓜ
	名称及び代表者名		
	法人番号		
商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第80号）第48条第2項に規定する株券を発行したいので、届出します。			
資本金			
発行済株式総数			
取締役会の決議年月日又は執行役の決定年月日		平成 年 月 日	
無効手続をとる額面株式の総数			
株券を会社に提出すべき期間		平成 年 月 日 ~ 年 月 日	
その他参考事項			
※税務署整理欄		整理番号	番号
		通信日付印	確認印
		年 月 日	入力

- 注意 1 上記決議等の内容を証する文書（取締役会決議公告の写しなど）を添付してください。  
 2 証券代行会社等に額面株式の無効手続に関する事務を委託している場合には、その証券代行会社等の名称、所在地を「その他参考事項」欄に記載してください。  
 3 ※印欄は、記載しないでください。